

## 武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会（第7回）

### 1. 開会（午後6時28分）

（企画調整課長から、1月1日付の人事異動により名古屋友幸 総合政策部長が着任した旨の紹介があり、新部長が挨拶をした。）

### 2. 議事

【委員長】 本日は、A委員からも資料が出ております。議題に入る前に、お話しいただきます。

【A委員】 今回、討議要綱（案）の議論のさなか、市民あるいは策定委員の皆さんからのお叱りを覚悟の上で、このような資料を出させていただきました。

私は、公募市民会議から出た策定委員です。市民会議は、14万市民の中のたった10人で構成されていきました。その10人で、一体どれだけのことが言えるのかというのは常に課題となっていました。

この討議要綱は、調整計画のたたき台であるという性格を持っています。その討議要綱には、市民が行政に投げかける、あるいは市民が市民に投げかける検討課題が載っていてしかるべきだと思います。いかにして市民の皆さんに意見を言っていただき、意見が出やすいような資料を提供し、それに対する確かな応答をするか。しかし、今、我々がつくる討議要綱は、どうしても行政の皆さんから先に説明を受けて、行政の皆さんの考える課題や展望に上書き修正をしていく性格が強くなっています。それも大事ですが、今この武蔵野市で生きていらっしゃる市民の方が、どう暮らし、どう感じて、何を変えていきたいのか、その率直な感想なり意見なりをいただくのが、討議要綱だと思うのです。

調整計画は、もう既に走り出している計画で、スケジュールも固まっていることは重々承知してはいますが、今後の市民参加のあり方を追求していく中で、また、六長に向けて、討議要綱の見せ方の技術的な部分に反映させていただければと思います。細かいことについては、討議要綱の具体的な議論の中でも申し上げたいと思います。

【委員長】 市民の意見をどういう形で吸収していくかは、市政の重要課題だと思います。そのやり方にも、さまざまなご意見があつてしかるべきだと思います。ただ、武蔵野市方式と言われる、議会、行政、市民で一体となってやっていくという46年以降の基本理念のもと、五長と調整計画との関連性、スケジュールについては一定の方向性が既に出ています。随時出される市民の意見が十分反映されないこともあるのですが、手続を踏むということは、公正さを守ることでもあります。ここで抜本的に振り出しに戻ることはもうできないわけですが、進め方について、事務局はどうお考えですか。

【企画調整課長】 「討議要綱について」は、既にスケジュールも固めて進んでおりますので、ご意見は六長に向けての課題という形で捉えさせていただきます。

「意見を聞く順序等について」は、新しい市民参加のあり方を追求する検討課題とさせていただきます。また、市民が行政に投げかける検討課題、意見交換の中で出てきた意見には、討議要綱に記載のない事項に関するものも多々あると思いますので、策定委員会で取り上げて、今後計画案に盛り込むかど

うかをご議論いただきたいと思います。

【委員長】 盛り込むべき市民の重要な意見等は、随時反映し、検討していきたいと思います。

(1) 討議要綱(案)について

- ・ I はじめに
- ・ II 計画策定の基本的な考え方
- ・ III 第五期長期計画(平成24年度～)の実績
- ・ IV 調整計画策定の前提条件

(企画調整課長が、資料1「討議要綱(案) Ver. 2」の1～6ページについて、第6回委員会資料3「討議要綱(案)」の修正・訂正部分を中心に説明した。)

【委員長】 12月26日に送っていただいた討議要綱(案) Ver. 2では、横串部分は分野別のほうに出てくるのですね。

【企画調整課長】 はい。コミュニティなどはいろいろな分野に出てきます。

【B委員】 第五期長期計画・調整計画の主旨は、五長にある施策などの調整を行うことだと考えられますが、それは行われていないと私は認識しています。

事務局のお話では、IV「前提条件」は変えなくていいということなのですが、それは私には違和感があります。ここでは、市政を取り巻く主な動向として、五長以来どんな状況の変化があり、それに対応するために必要な調整は何なのかを書くべきだと思うのです。現行は、少子高齢化の進展があり、転入がふえて、人口動態が変わりました。それに伴って財政状況も変わります。まさにここで人口推計を述べる必要があるわけです。社会保障の分野は、たくさん作業されたはずですが、それが全然書かれていません。今後数年間に、国の法制度の変更に伴って調整しなければいけないことを具体的に言うのであれば、分野別のところでも、何をしなければいけないのか、何はしなくてもいいのかがわかります。タイトル等を加えていただく程度で十分ですので、IV「前提条件」の考え方を五長に合わせていただきたいと思います。私自身、法制度の何が変わり、何が変わらないかを明確にさせていただかなければ、分野別の基本施策にそれが入っているかどうかのチェックができません。

【委員長】 介護保険の見直しや自治法の改正などは討議要綱(案)の後半に出ています。

【企画調整課長】 IVの「前提条件」は、五長との関係が弱いと思うので、文言の適切性も含めて再考し、五長からの変化あるいは法改正があったものについて記載します。

五長に載っていて、着実に推進されているものは、今回討議要綱からは落としていましたが、そのあたりの説明も足します。

【副委員長】 III「第五期長期計画の実績」の2行目に「着実に事業を推進している」とありますが、

行政が使うときの「着実」は、どういうニュアンスでしょうか。市民感覚では、「着実に推進」と言うと、ガンガンいっているというイメージです。もし市民と行政で感覚の違いがある場合は、市民感覚に合わせていただきたいと思います。

市民からの意見を取り入れる方法の確立と、市民が見やすい配慮をしていくことについてですが、個別計画と総合計画はそもそも違います。保育所の待機児童を減らさなければいけないというお話は再三いただいています。一方では、特別養護老人ホームが足りなくて、在宅で、虐待の手前まで追い詰められている現実も、武蔵野市にはあります。水道、クリーンセンターの問題もあります。逼迫した状況が市内にたくさんある中で、全部やるのは財政が厳しくて無理だとも書いてあります。そこで、総合計画である長計の調整計画でやるべきことは、平成 28 年度からの 5 年で、逼迫した状況の中のどれにどう優先順位をつけてやっていくのかです。その指針を示す役割を、策定委員は担っているのだと思います。ただ、優先順位をつけるのは難しい。五長では、あまたある課題の中でも、重点施策を 7 つに絞りました。市民の生活をよくしていくため、守るための計画という軸が見えなくならないように、調整計画では何を重点に置きながら優先順位をつけたのかということも盛り込めたらいいなと思います。

副市長でもある委員に、総合計画の性格がそれでいいのかあたりをご指導いただきたいのですが。

**【C委員】** 武蔵野市では、総合計画を長期計画と言ひ、長期計画条例の 7 条に「他の計画との関係」を明記しています。長期計画が上位で、個別計画はその下位ということは、条例上は書いてありません。

状況の変化があつて、新しいことを書き込みたいときには、長期計画との関係に配慮しながら、個別計画の中で一定程度踏み込むことができます。「整合性を保つよう努めなければならない」という条例第 7 条の規定は、個別の計画に書き込まれた新しい動きについて、長期計画を調整計画で直していくことでクリアされていくものだと考えています。

**【企画調整課長】** 長期計画は、副委員長ご指摘のとおり、財源見込みを出し、計画どおり財政が回ることまで出したものです。個別計画は、財源張りつけはしていないという大きな違いがあります。

「着実に」は、「計画どおり進んでいる」「着々と」という感じです。ガンガン進んでいるという感じとは少し違うかもしれません。

**【D委員】** 課長の説明では、順当に進めているものは記載していないということですが、桜堤児童館が討議要綱に入らないのは、五長に「桜堤児童館は、その機能・役割を全市的に発展させ、将来的に 0123 施設化を図る」と記載されている方針に変更の必要がないからですか。桜堤の住民が、桜堤を 0123 化することは待ってくれと声を上げているわけですから、討議要綱に入れて、変更すべきかどうかを討議しなくてはいけないと思います。

**【委員長】** 第 5 回委員会の開会直前に D 委員から児童館に関する説明会の資料が回されて、策定委員はその場で見せていただきました。策定委員会は、総合的な視点と、一定のスケジュールの中で動いています。その都度市民からご意見をいただいたとしても、一定の手続を踏んで進めていくわけですが、事務局から、そのあたりの判断、これまでの経緯を、確認の意味でもう一度説明願います。

**【企画調整課長】** 児童館については、現在、地域住民との関係も含めて担当部署が動いていますので、同時並行による議論の錯綜を避ける意味からも、討議要綱からは外しています。今後の状況によっては、

計画案をつくる段階で再度ご議論いただくことになる可能性はゼロではないと思っております。

【委員長】 D委員、時間はかかりそうですが、これから調整していくという事務局の説明です。決して市民の意見を無視しているわけではないのですが、この調整計画との関係の中では、やはりちょっと突然過ぎたかなという感じがしています。

【D委員】 桜堤では、市民が入った長期計画で既に確定されているものだからという説明があったそうです。この調整計画は、その後の状況の変化を加味して修正していくための会議であるということが市民にわかりにくかったようです。説明する市役所の方にも徹底されていないのかなと思いました。

【委員長】 五長という大きな存在の中で、できること、できないこと、いろいろな議論がなされています。桜堤児童館もその1つで、今のところ機能の問題や、武蔵野市全域の問題として捉えて、残していくのか、あるいはほかの形にするのかという議論がまだ十分ではありません。

関係団体・圏域別意見交換会のほかに、一定の手続を踏んだ市民意見が策定委員会に上がってくるとしたら、どういう可能性がありますか。

【企画調整課長】 桜堤児童館は、五長の記載どおりでいけば、今回の調整計画では、今後の桜堤地域の子育て支援施設の全体像の役割とか、新しい施設としてどう機能していくかという話になると思います。また、現在は担当課が調整していますので、それを待ったほうがいいのか。ただし、関係団体・圏域別意見交換会で意見が出てくるのを妨げるものではないので、策定委員会では、その意見を受けとめて、主管課の動きも踏まえながら考えていただければと思います。

【E委員】 児童館については、長期計画に書かれていることと若干異なった状況が出てきている中で、市は議会に対して、環境の変化を踏まえた方針を出して議論をしていただいているところです。28年度から始まる調整計画の議題として、この場で議論をする状況にはないと思います。

【委員長】 この件は、桜堤児童館だけの問題ではなくて、市全体の取り組みにかかわる問題を含んでいると思います。アンケートで市民意見が集まったとしても、やはり議員さんを含めて議論をして、市の方向性を出すという段階を踏む必要があります。調整計画は、長期計画という枠組みとスケジューリングという手続に従って進められていますので、すぐに反映するのは難しい面があると私は思います。

【A委員】 長計に書かれた計画そのものは、止まることなく進んでいきます。しかし、その書いてあることを調整するのが、この委員会の役目です。そこが市民にもわかりにくいという状況がある。着実に進んでいるから討議要綱からは外したというご説明がありましたが、それこそが余計混乱を招いているのではないかと考えています。本来なら、五長にはこう書いてあるけれども現在、議会にこういう提案をして議論している、もしくは市民に対して説明会を開いて市民からの意見を聞くと書くべきなのだと思います。市民は、この調整計画に意見を言わなければ自分たちの意見が反映されないまま進んでしまうということを最も恐れているわけです。この討議要綱に、どこで意見集約をするかも書くべきだと思います。我々から議会のほうに預けた、もしくは行政と市民の適切な意見交換に委ねるという記載があれば、市民も一定程度納得するのではないかと。

調整計画の策定委員会だけが市民の意見を聞く場ではないですが、市民感覚からしたら、意見を言う場は、やはりこの策定委員会です。議論の場が移ったというのであれば、討議要綱に議論の場を提示し、市民からの意見を聞くというのが手順ではないか。桜堤児童館のことだけではなくて、ほかの分野で進行しているものに関しても、市民がわかりやすい書きぶりを考えなければいけないと思います。

なお、私は今回の Ver. 2 をいただいて、第6回委員会資料の Ver. 1 と見比べながら、盛り込まれたところ、削除されているところの見え消しみたいなものを自分でつくりました。委員の皆さんが書き加えたり、修正してくださった部分が、どういう意図でどう変わったのか、傍聴の方が資料を見てもわかるくらいにさせていただきたいと思います。

それから、表現の仕方についてですが、五長にある施策を推進するのであれば「推進する」として、スピードを上げて推進するのか、現状のスピードで推進するのか、方針はそのままで方法を見直すとしたらどんな方法を考えているのか、表のような形にさせていただくと、わかりやすくなると思います。

**【委員長】** それは、10月に出された「事業実施状況一覧表」の詳細版ということでしょうか。

**【A委員】** 「事業実施状況一覧表」は、再三申し上げていますが、やった結果どうだったのかは書いていません。例えば、討議要綱(案)のⅢ「実績」の子ども・教育には、「待機児童の解消に向け」「積極的に施策を推進した」とあります。そのとおりなのですが、待機児童は増えているところを書かないと、実績ではない。課題のほうで幾ら「推進」という言葉を並べたところで、待機児童が減っていないんだったら、今回も減らないのかというのが率直な思いです。事業費をもっと細かく出していたら、討議要綱の書きぶりをわかりやすくするという形に変更させていただきたいと思っています。

**【委員長】** 討議要綱そのものの分量という形式的な問題もあります。過去の実績と詳細なデータのもとにつくられているのですが、そのプロセスが見えないという問題もありそうです。膨大な行政全般を市民にご理解いただくことについて、市側はどのような形を考えていますか。

**【企画調整課長】** 見え消しで資料をとという話は、実は私も大変苦労しました。次回は、委員の皆様には経過がわかる形でお出しします。策定委員会配付資料は、討議要綱の形に近いものになると思います。

実績は、一覧表を修正して別添資料にすることを考えていました。討議要綱に参考資料もつけると、かなり厚くなります。中途半端な資料にならないように、もう少し考えます。

**【委員長】** 市の行政に関心を持って一生懸命研究されている市民には、やはりデータが必要です。情報が開示されないと、分析もできません。市民が納得できる範囲で五長がわかるようにしてください。

**【C委員】** I「はじめに」の(1)「武蔵野市長期計画条例」の2行目「市民参加の中心である代表民主制としての」という記述について、議会が市民参加の最も基本的で大切なものではあるのですが、「市民参加の中心」だと、誤解を生む場合がありますので、少し工夫が要るような気がします。

Iの3「策定の流れ」の2段落目は、「市長は答申された調整計画案を市長案として市議会に報告するが、その際、市民参加で作成した調整計画案を最大限尊重することを表明している」となっています。実は長期計画条例をつくってから調整計画策定するのは初めてですので、長期計画条例施行規則第6条7項を正確に反映させていただきたいと思います。

【委員長】 武蔵野市方式というもののすばらしさとともに、条例をつくる立法府である議会についての記述も重要ですね。

【E委員】 私も同じ意見です。市民参加は、市民が市政に対し意見が述べられるというもので、それを制度としたのが議会制度です。市民参加はもっと広い概念で、議会制度は市民参加の一方法であるという表現が必要だと思います。

【委員長】 議会が、民主主義における制度的な原点であることは疑う余地もないわけで、さらに市民の意見を行政に反映できる仕組みが武蔵野市方式であるということも踏まえた表現の検討をお願いします。

【企画調整課長】 C委員、E委員のご指摘のように修正したいと思います。

【委員長】 II「計画策定の基本的な考え方」のスケジュールについては、これまでも何度も確認しているとおりで。ここがたびたび変わるようでは、議論がその都度振り出しに戻ってしまいますので、筋道を通していただきたいと思います。

IVの「前提条件」の2「財政の見通し」ですが、予算がついていなければ、実行計画にはなりません。長期計画を立てる上では予算の慎重なシミュレーションが重要です。学校を含めた公共施設の建てかえなど、問題がめじろ押しになっています。武蔵野は豊かな市という位置づけで、当面は財政収入のめども立っているかもしれませんが、長期的には楽観は許されない状況です。五長の趣旨も尊重しながら、しっかりと踏まえていきたいと思っております。

## V 分野別の課題と方向性

- 1 健康・福祉
- 2 子ども・教育

(企画調整課長が、資料3の7～12ページについて、変更点を中心に説明した。)

【F委員】 健康・福祉分野にあった障害の子どもの記述を教育に持っていくことは承知しているのですが、災害時の緊急対応はどう調整するのか、確認させてください。

基本施策2の(8)「災害時における緊急対応」は、主に防災にかかわる内容です。ここは高齢者、障害者に関する議論なので、防災ではなく、健康・福祉に置いておくということですね。

【企画調整課長】 (8)は「地域福祉活動の活性化を図る」というまとめ方をしてありますので、防災ではなく健康・福祉に残しております。

【委員長】 当然、防災のほうでも出てくるのですね。

【F委員】 防災は、地域福祉活動の活性化だけでなく、コミュニティ活動の円滑化あるいは契機にもなります。隣接関係がわかるようにしてください。どこに書かれているかは市民にとって重要なことではないので、関係があるということを明示しておけば、読みやすくなると思います。

【企画調整課長】 防災のほうにも、「災害弱者」という形で高齢者、障害者にかかわらず盛り込みたいと思っております。外国人への支援についても、これから盛り込みます。

【委員長】 「団体等と連携の下」が重要なんですね。

【副委員長】 健康・福祉の基本施策1の(2)「共助の仕組みづくり」は、高齢者支援に偏った書き方がされているように読み取れます。書きぶりの修正が可能かどうかご検討ください。

基本施策1の、新しく入れていただいた(3)「心のバリアフリー」に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という法律名が入っています。通称は障害者差別禁止法です。基本施策4の(2)「高齢者・障害者の雇用・就労支援」にある障害者優先調達推進法と合わせて、討議要綱に法律名を盛り込む際は正式名称にするのか通称名か、統一を図っていただくとよろしいかと思います。

基本施策2の(1)「在宅生活を継続するための目標の共有化」の「市民を含めたすべての関係者が在宅生活を継続に向けて症状の重度化を予防するという目標を共有することが必要である」は、どこかに載っているものですか。これを市民と共有する目標にして大丈夫でしょうか。症状の重度化の予防は極めて重要ですが、在宅生活を継続は、ご本人の重度化予防だけではできません。症状に合わせたサービス提供との両輪ですので、ご本人だけに責任転嫁した記載と読み取られない配慮が必要です。

基本施策2の(2)「生活支援サービスの充実」は、高齢者のサービスに特化した記述になっていますが、武蔵野市は障害者の生活支援サービスも頑張っています。基本施策2のタイトルにある「誰もが」が伝わる記載をご検討ください。

基本施策2の(3)「医療と介護の連携の推進」で、「医療と福祉」ではなく「介護」にした根拠は何ですか。介護と福祉はイコールではありません。福祉のほうが、さまざまなサービス提供が可能になる大きな概念です。福祉よりも小さな概念である介護を医療と連携させる記述に何か意味があるのでしょうか。Ⅲ「実績」の1「健康・福祉」では「医療と福祉が連携した」となっていますので、ここの整合も図ったほうがよいと思います。

基本施策3の(2)「こころの健康づくり」の1行目の「生活課題の複雑化などにより、悩みやストレスを原因とするこころの病の発症が増加している」のエビデンスは大丈夫ですか。生活課題が複雑化しているのは事実ですし、「こころの病の発症が増加している」も事実としても、「悩みやストレスを原因とするこころの病の発症」が増加しているかどうかは根拠がないと思います。記述に工夫が必要です。

基本施策4の(1)「高齢者・障害者の活動支援の促進」の「高齢者にとっては、社会参加こそが最大の介護予防や健康寿命の延伸につながる」は、海外のデータではそうでも、書くかどうかは要検討です。社会参加していないと健康ではなくなると読み取る高齢者の方もおいでになると思います。

【F委員】 基本施策1の(2)「共助の仕組みづくり」の高齢者に特化した記載の件は、私も同じようなことを申し上げたところ、コミュニティにもかかわる高齢者の社会参加を誘発していきたいという意思を含めた記述であるという説明を受けました。ただ、重点化することについては「特に」と記載するなど、わかりやすい表現を工夫してもいいのではないかと思います。

基本施策2の(1)は、両輪となるサービス提供を拡充することが望ましいのですが、この計画で拡充するとは書けませんので、予防に強調がおかれています。ただ、予防しない人には何もしないと解釈されそうな表現は避けたほうが良いと思います。

基本施策4の(1)は、「社会の一員であることを自覚し、疎外感を感じることなく」が重要で、私はこれでいいと考えています。社会参加と介護重度化予防あるいは健康寿命の延伸は、かなり明確なエビデンスも出ています。ただ、社会参加したくても、しにくい状況もあります。そのため、行政とコミュニティとのかかわりをうまくつくりながら社会参加を誘発していくことについては、現在の表現が踏み込み過ぎてはいないか、皆さんの意見を伺って考えていきたいと思っています。

**【副委員長】** 基本施策4の(1)の冒頭「高齢者にとっては」という記述は、海外の研究でもエビデンスがありますので、大丈夫だと思いますが、表現等で何か工夫ができればと思います。

基本施策1の(2)「共助の仕組みづくり」は、高齢者の社会参加あるいは共助の担い手になるというところを武蔵野市で重要視していきたいことがよくわかりました。ただ、高齢者の社会参加の問題は、基本施策4の(1)(2)に盛り込めます。共助の仕組みづくりは、どう互いに支え合うのかという地域リハビリテーションの土台となる議論で、手法が違うと思います。

**【委員長】** (1)と(2)は統合できるというわけではないですね。

**【副委員長】** (1)と(2)の統合は難しいです。ワーキングで議論してください。

**【企画調整課長】** 基本施策2の(3)「医療と介護の連携の推進」は、「福祉」という言葉になるのかどうか、また、文中の「保健・医療・介護」「医療・介護」という表現の整合性も含めて、ワーキングで検討します。

法律名は、通称名で入れることとし、わかりやすい記載にします。インターネットで調べられるような一般的な用語には注釈を入れない方法もありますが、武蔵野市独自のものには注釈を入れます。

**【委員長】** 第6回委員会では「地域リハビリテーション」のような武蔵野市特有の概念や組織に関する用語集をつけるという話がありましたが、どうしますか。

**【企画調整課長】** 用語集は、長期計画のときの8ページを上回らない量のものを巻末につけます。

**【D委員】** 健康・福祉の基本施策2の(1)の「目標の共有化」に私も少し懸念があります。厚労省の2014年の調査でも、終末期を過ごしたい場所は、末期がんの半数近くは医療機関、重度心臓病は居宅、認知症は介護施設と、症状によって違ってきます。

制度が変わったことに合わせていくと同時に、利用者の意向やニーズに合わせていくということも一貫させてほしいです。潜在的なニーズ把握もした上で制度をつくっていくと記載してほしいです。

**【企画調整課長】** 基本施策2の(1)は、特別養護老人ホームを待機している方の症状の重症化を予防するという目標の共有であって、重度化しても全て在宅だという考えではありません。今、最終段階に入っている高齢者保健福祉計画の記載との整合をとりながら、D委員の意見を踏まえ、再考します。

【委員長】 私は、健康・福祉の基本施策2の(3)の医療と介護のところ、副委員長の見解と違うのかなと思いました。「保健・医療・介護に関係する多職種が連携した発症から終末期までの切れ目ない支援」とあります。現実の介護は医療とは切り離せません。また、家庭にそれを許す環境がないとできません。それができなければ、施設が必要になる。ここの切り分けはどうしていけばいいのですか。

【副委員長】 医療と介護の切れ目ない支援は大前提ですし、私はそのシステムをつくることが本業です。決してないがしろにしているわけではなく、計画には、医療と福祉という、より広い概念で書くことで、大きなサービス提供と医療の連携ができるようになります。市民にとってもメリットは大きくなると思います。

【委員長】 医療に関しては病院に行かざるを得ないので、搬送するなり、お医者さんに来ていただくなりの仕組みを、福祉という、より広い概念でつくっておくということですね。

【A委員】 子ども・教育の基本施策1の(1)の待機児童についてです。「計画的な施設の整備」というときの「計画的な」の根拠となる財政の事前予測が、果たしてどこまで正確かは誰にもわかりません。今、どの政党の方たちも、待機児童は解消するべきだと言いますが、待機児童の解消がどれだけ大事なことなのかはぼやけてきています。預ける側、預けられる子どもにとっては、何でもいいからとにかく預け先をつくれればいいということではないんです。認可保育所の話であるとか、新制度を反映した地域型保育園について、明確に記載するべきだと思います。

また、ただ単に解消するのではなくて、「ゼロを目指す」と記載をしないことには物事は進みません。今、人口が増えて、武蔵野市も定員数の拡大をしてくださっていますが、結果的に希望者数のほうが増えています。近隣市のことはこの際おいておいて、武蔵野市独自で対応するという気概が欲しいです。「ゼロ」と書いて、調整期間中に実現できなかったら、それはそれで新たに対応していくしかありません。五長の冒頭にある「持続可能な都市をめざして」は、財政についてだけではなくて、人々が住み、暮らしていくための部分全てに反映されています。それが、武蔵野市に住み始めたものの働けないとか、子どもの預け先がなくて家庭で押し込められた状態になってしまうのは、やっぱりまずいと思う。一日中子どもと向き合っているというのはどういうことか、経験したことがないと、なかなかわからない。保育園に限らず、全般的に子育て世代をどう助けていくのか。保育所についてを明確にするとともに、保育園に行かない子どもたちのための行き場所についても、もう少し力が入った書きぶりがないか。

公立保育園の部分が、前回の基本施策4から基本施策1に移ってきましたが、あり方についての書きぶりが曖昧です。公立幼保園のためのプロジェクトが立ち上がっていますし、市立保育園の意義の実現については、「検討を行う」ではなくて、「議論を進める」と書くべきだと思います。

「インクルーシブ教育」という片仮名言葉は、一般的にはわかりにくいので、注釈をつけることになるとと思いますが、全般的に、できるだけ日本語での表記も心がけていただきたいと思います。

Ver. 1 (第6回委員会配付資料3)の11ページから「青少年問題協議会地区委員会をはじめ」がカットされているのは、何か意図があつてのことですか。

【企画調整課長】 青少協の担い手不足の部分は、いきなり出てきた感があつたので、削除しました。

「インクルーシブ教育」は、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べる教育という注釈を入れます。

待機児童については、「早期解消」でゼロを意味していると思いますが、少し弱い気はしております。

【委員長】 ゼロですね。D委員、事務局の話と意見の隔たりはないですか。大丈夫ですか。

【D委員】 はい。

【E委員】 「待機児ゼロを目指す」は、保育所の数をできる限りふやすという意味で、「待機児をゼロにする」ではありません。その姿勢は出していると思うのですが、ほかのものを何か削らなければいけないという大きな選択が必要です。例えば、横浜市は待機児ゼロを実現しましたが、その分、中学校給食は実施していません。行政で何を变えなければいけないかは、対象者以外の部分への影響も考慮して議論をする必要があると思います。

【委員長】 「目指す」ということですね。

【A委員】 何かをやるためには何かを削ることを考えるという選択肢は、実は市民の側にあってもいいのではないかと考えています。初めのころの策定委員会でもお話ししたように、まずウィッシュリストをつくって、それを市民全員が共有した中で、何を優先的にしていくかの議論をする。そこから、選挙制度である議員の代議制がどうだとかいった部分も出てくると思います。例えば、緑に関して膨大なコストがかかっているというのであれば、そこを削ってでも今は保育園でしょうという議論が、もしかしたら起きるかもしれない。逆もあるかもしれない。討議要綱はあくまでもたたき台です。ゼロを目指す膨大なお金がかかるから、どこか削らなければいけないということを書いてでも提案するという姿勢があってもいいと思います。

【委員長】 総合政策は、1つの問題だけではなくて、トレードオフがあります。その優先順位を市民がつけられればいいということにすると、議論する場づくりからやっていくことになります。今のでき上がった仕組みでは不十分だということになれば、その根幹から問い直すことにもなります。どこまでできるかというのは、「目標とする」ということだと思います。

【副委員長】 私も、待機児ゼロは、やってほしいです。でも、福祉代表の私としては、特養の待機者ゼロも目指してほしい。数は200人300人ではないし、介護のために仕事をやめた男性も女性も、その後、仕事に戻れなくて生活困窮している例がたくさんあります。切迫度は変わらないのです。市の予算上の限界がある以上、五長の7つの重点施策に基づいて優先順位をつけるのが私たちの役割だと思います。

【F委員】 基本施策3「青少年の成長・自立への支援」の(3)「地域活動への積極的な参画支援」の「地域リーダーを育成する講習会等」のニーズは、コミュニティ活動ともかかわります。この場所にあるということは、青少年のみを想定しているのでしょうか。青少年を中心的に扱いつつ、30代40代も含めた次世代の方も対象として想定できると思うのですが。

【企画調整課長】 ここは中高生をイメージして記載しています。その割には「地域の中核となる指導

者」となっているので、わかりやすい文章にします。広く捉えたほうが良いというご意見でしょうか。

【F委員】 広く捉えるという点についても、どこかに書き込む必要があると思います。ただ、広く捉えることを想定してここに書いているのかどうかを確認させていただきたいという質問でした。中学校、高校等で行われている具体的な施策を意識するのであれば、広く捉えることについてはほかの部分に持っていく必要があります。ページ数の関係でここに書いたということであれば、生涯教育という位置づけでも良いのではないかと。基本施策3が青少年に特化してしまっているので、少し違和感がありました。

【委員長】 「指導者として活動が継続できる方策」は、中高生を指導できる人ということですか。

【企画調整課長】 中高生が大人になって、地域の指導者になっていくというイメージです。

【委員長】 何か具体的なアイデアなり、もう既に動いていることはありますか。

【企画調整課長】 中高生のリーダー講習会等があります。さらに一步進んだ施策展開ができないかという記載をしています。

【F委員】 コミュニティの検討委員会の中でも、地域リーダーを養成する講習会ニーズは非常に多く、提案にもあるのですが、それを反映して書かれたかどうかがよくわかりません。中高生のみが対象であれば、学校単位の、広い意味での教育という形で押し出してもいいと思います。

【委員長】 ボーイスカウトみたいな仕組みのイメージでしょうか。

【F委員】 ボーイスカウトよりも広い意味の、地域のリーダー育成みたいな形を想定しています。例えば、市民の皆さんに声を出してくださいと言うのは簡単ですが、それをマネジメントする能力を育成することを考えています。市民が広く社会参加するために必要なものを行政が支援してもいいのではないかと趣旨かと思っていました。

【委員長】 中高生だけではなくて、大学教育なり生涯教育なりとの連携がないと難しいですね。

【副委員長】 今の部分に関して、私もF委員の解釈と同じです。今、武蔵野市では、担い手としての市民が少ない、または高齢化していることが問題になっています。若い世代が、リーダー養成で地域の担い手になっていく主体と考えています。

基本施策1の(3)「障害のある子どもへの支援」は、健康・福祉から子ども・教育に持ってきたので、健康・福祉に障害を持つ子どもへの支援の記載がなくなりました。前回委員会では、両方に置いて橋渡しもある記載と、一方に記載を集約する方法の2つが提案されましたが、Ver.2の記載でいいのか。

基本施策5の(2)「特別支援教育の推進」の文中にある「インクルーシブ教育」は、用語として定着しているので、このまま使います。ただし、注釈を入れます。

(2)の記述の冒頭「本市独自の『特別支援教室』の整備や一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援学級の検討・設置を計画的に進め、理解促進への取り組みを充実させていく」は、2つのことが読

点でつながっています。これを分けるために、ワーキングに持ち帰ります。実は、健康・福祉の基本施策1の(3)「心のバリアフリー」の一番下に連動する記述があるのです。子ども・教育の記載と、健康・福祉の記載と、連動しつつ独立した書きぶりをワーキングで検討したいと思います。

## V 分野別の課題と方向性

- 3 文化・市民生活
- 4 緑・環境
- 5 都市基盤
- 6 行・財政

(企画調整課長が、資料3の12～23ページについて、前回からの相違点を説明した。)

【B委員】 緑・環境と都市基盤は、健康・福祉や子ども・教育のような(1)(2)がありません。変更の必要がないので記載しないという事務局のお考えによるものです。委員の皆さんにも、変更の必要なしとっていただければ、私も非常に安心できます。

【E委員】 (1)(2)としない理由を事務局からもう一度説明願います。

【企画調整課長】 全体のボリュームを見てバランスをとっています。文化・市民生活は項目が多いので、長くなっていますが、そのほかの分野は、論点になるポイントの記載をしています。緑・環境も、着実に推進するもの、継続して実施するものは記載していません。

都市基盤は、基本施策に(1)(2)をつけると、かなり細かくなってしまいますが、読みやすさと整合はとったほうがいいかなと思っています。

【B委員】 私は、討議要綱というのは、調整計画にこれだけは出すということを書くものと勘違いしていました。これを読む方は、そういうことをわからないのですから、どこかに書いておかないとまずいと思います。

【企画調整課長】 IV「前提条件」の欄で記載をしたいと思います。その際、現在議論が進行しているものの取り扱いと、継続して実施をしているものの扱いは少し分けます。

【委員長】 そうしていただけると、初めての方も読みやすいと思います。

【C委員】 私も、後半部分は何か意味があって(1)(2)がないのかなと思いました。

【委員長】 事務局、ボリュームとの関係もありますが、何とかあります。

【企画調整課長】 番号をつけると、記述が少なかったり、(1)しかない項目が出てきますが、リード文ではなく本文であることが明確になるように内容を足したり、タイトルをつけるなどします。

【C委員】 文化・市民生活の基本施策6「都市・国際交流の推進」は、武蔵野市の特徴でもあり、市政でも重視して担当のセクションまで置いているのに、表現が簡単過ぎます。交流事業の理念のようなことはもう少し書いていただかないと、初めて読む方はわからないと思います。

基本施策8の(1)「防犯力の向上」の4行目「衝撃的な事件が発生することで、市民の間で治安に対する不安感が増している」は、確かに不安な方もいらっしゃると思いますが、「増している」と書くほど多いでしょうか。市民意識調査では、治安や安全性が心配だという声はあまり高くはないように感じましたので、安易に「不安感が増している」と書くのは、いかがかなという感じがします。

緑・環境の基本施策4「循環型社会システムづくりの推進」の(1)「新武蔵野クリーンセンター(仮称)への移行」の冒頭に「周辺住民の理解により着工した」とあります。クリーンセンターには、いろいろなご意見があるのですが、迷惑施設的な部分を強調したくないという思いもあります。「今後も引き続き周辺住民の理解を得ながらやっていく」と書いたほうがいいのではないかなと思います。

基本施策3の(2)「緑の保全と創出」の借地公園の買い取りについて、今の借地公園が潰れないように買い取るという方向性はそのとおりですが、土地代がかかります。市全体の施策の財政バランスを図りながら進めるということを付記していただけないでしょうか。

【総合政策部長】 土地開発公社の借入金は120億円を超えていますので、土地の買い取りには慎重になるべきだと考えています。「バランスを図りながら」をつけ加えていきたいと思います。

【委員長】 IV「前提条件」の2「財政見通し」にも、土地開発公社の借入金増加が出ています。この借入れも、次世代との案分など単純ではない問題があります。慎重な対応がいいと思います。

【F委員】 今の借地公園の買い取りのすぐ下、「なお、公園緑地や街路樹の緑は、新設・改修・維持等で多額のコストを要しており、引き続き市民とともに」の「引き続き」が、よくわかりません。ここは、多額のコストを要しているので、頑張っつてやりつつも効率的な方法を考えたいという意味ですね。

また防犯に関して、社会調査を専門とする立場から指摘したいことがあります。日本全国の犯罪数は20年間で明確に減少し続けているにもかかわらず、体感不安に関しては、この20年間で上昇し、現在は高どまりしています。「市民の間で治安に対する不安感が増している」は、どれだけのタイムスパンを意識しているのかが見えにくいですが、ただ、低くなっていないことは確実なので、文章表現を調整すると思います。

【E委員】 防犯カメラの関連で、この表現ですと、防犯カメラは市民の行動を監視することにもなるから、増やすかどうか検討するという単純な問題提起になっています。たとえ市民の行動を監視する役割・機能があっても、それを使わせない、あるいは設置場所を考える選択肢があるべきです。

【企画調整課長】 文化・市民生活の基本施策6「都市・国際交流の推進」は、記載を足します。

基本施策8の(1)の「不安感が増している」と、防犯カメラの部分は、文章を練り直します。クリーンセンターの記載は、入れかえをしたいと思います。

借地公園の記載の「引き続き」の部分も、表現を再考します。

【A委員】 文化・市民生活の基本施策4の(4)「図書館サービスの充実」の項に「吉祥寺図書館について、指定管理者制度の導入を図る」とあるのは、五長に書いてあったことからの継続ですか。

緑・環境の基本施策3「『緑』を基軸としたまちづくりの推進」の文中に「『緑は市民の共有財産』という共通認識のもと」とありますが、これは本当に共通認識なんですか。

先ほども指摘があった「引き続き」の前の部分、「多額のコストを要しており」を指摘したのは私です。そもそも市民とともに効果的・効率的な維持管理を進めていたでしょうか。いたというのであれば「引き続き」でもいいのですが、いないのであれば「今後は」という書きぶりになります。

全般的なことですが、討議要綱は、我々策定委員会の責任において市民に出すものだと認識しています。そのために副委員長も、先ほどからプライオリティーをどうつけていくのかが我々の責任だとおっしゃっています。だとしたら、それをどうやって目指し、どう達成するのかまで書き込むべきです。

今回、根拠法などを出していただいてわかりやすくなりましたが、武蔵野市独自の方針や施策を進めるというのであれば、そこを書く必要があります。何も書かずに「目指す」としていいのかどうなのか、いいというのであれば、こうしていきたいのですがどうですかと市民に投げかける文章にするのも1つの手だと思います。

【B委員】 借地公園の記述も、直せないんですかというお話をしたのですが、基本計画に書いてあるものなので、このまま書きますというお答えで、よくわからないところがたくさんありました。

私たちはプライオリティーをつけるべきではないと思います。たまたま市在住の研究職ということで選ばれた者がプライオリティーをつけるというのは、おかしいと思う。策定委員は、市民の意見や市の政策、いろいろな状況を勘案して粛々と書いていくのが役目です。たたき台を出すということはいいのですが、変えてはいけない上位計画は、きちんと出していただきたいと思います。

【副委員長】 優先順位に関しては、五長でそうやっていたので、てっきり調整計画でもそうやるのかと思って発言しましたが、そうでないのであれば、また別のところで優先順位をつける機能をお持ちいただくことになると思います。今後、市民の方々からご意見を伺っていくと、さまざまなニーズ、要求が出てきます。それらを聞いて、この5年間の計画で何を盛り込んでいくのかというところを策定委員は担っているのだと思います。

【委員長】 プライオリティーをつけるのは、個人ではなく、調整計画策定委員会です。武蔵野市方式である三者の意見が集約されているもので、B委員ご懸念のプライオリティーとは全く異質な意味です。この制度の中でプライオリティーをつけるものは、行政からの素案や、たたき台から出てきた市民からの要望です。総合的な判断とお考えいただければよろしいのかなと思います。

緑についてですが、昭和48年に武蔵野市民緑の憲章が制定されて、緑についての武蔵野市民の合意形成は相当程度定着しているのではないですか。A委員は違った視点をお持ちなんですか。

【A委員】 私は生まれも育ちも武蔵野市ですが、緑の憲章を知りませんでした。調整計画を小中学校の授業に取り入れるぐらいのことをしてもいいのではないかと言ったのも、そういう背景からです。

職員ワークショップでも意見が出ていましたが、「武蔵野市といえば、これ」というイメージが共有化されていないと思います。武蔵野市と言ってイメージするものを聞いて、緑が出てくることは、まずないだろうし、吉祥寺は独立した空間です。ここで「『緑は市民の共有財産』という共通認識」と書く

よりは、それぞれ討議要綱で市民の皆さんに投げかけてもいいのではないかと考えています。

【B委員】 第4回委員会配付資料の「武蔵野市民意識調査報告書」では「交通の便がよい」「緑が比較的多い」が上位でした。これは客観的なアンケート調査ですし、評価は高いのだと思います。

【企画調整課長】 武蔵野市が全国に先駆けてつくった市民緑の憲章に「緑は市民の共有財産である」とうたっています。それに基づいて第一期長期計画、第二期長期計画と、緑化市民委員会をつくり、公園や市の緑を増やしたり、緑被率を高めていったという経過があります。

プライオリティーの件ですが、7つの重点施策について財源を配分して進めていくという点では、長計との変更はありません。調整計画の策定委員会は、事業仕分けをするところではありませんが、論点となる事業は、財政負担をお見せした上で議論していただく必要はあると思います。例えば、武蔵野市の介護保険料の基準額は、多摩では一番高くなっています。ここで特別養護老人ホームをつくと、また介護保険料を値上げすることになります。そういう状況を踏まえた上で特別養護老人ホームをつくるかどうかのアンケート調査も計画の前段で実施しています。

第四期長期計画・調整計画は討議要綱を投げかけ形式の文章にしていました。五長は、問題点を示した上で方向性を示した文章形式です。今回も、防犯カメラの部分以外は投げかけ形式にはしていません。

【E委員】 「緑は市民の共有財産」は、全員が共有財産と認識しているかどうかということより、市が施策を進める根拠としてきたところがあります。例えば、民家の樹木であっても、市が樹木指定をして、市民全体の財産でもあるので切らないでほしいとお願いしたり、手入れが必要であれば、市から若干の補助金を出したりしてきました。

【A委員】 そうなると、昭和48年のことが根拠の部分として載ってこないといけない。B委員が指摘した市民意識調査の部分も記載しなければいけないのではないですか。五長は投げかけではなかったから、調整計画も投げかけではないというのもわかるのですが、方針や計画があるなら、それを書いていただくと、わかりやすくなります。

7つの重点施策も、方針はそのままでもいいのか、方法をどうするのか、一番初めにしておかなければいけなかったのではないかとありますが、その部分は今回はおいておきます。

【委員長】 五長には、詳細を述べられている部分がたくさんあります。緑の憲章も載っています。しかし、市民の方がどれだけ五長を精読されているのかということもあるので、何度も言うようですが、「五長参照」といった指さしマークのような工夫ができないのでしょうか。

【F委員】 行・財政の基本施策3の2段落目、オープンデータという言葉はわかりにくいので、外すことに何の問題もないのですが、「市が保有する情報を積極的に提供」に「二次分析可能な形で」を入れられないでしょうか。

【企画調整課長】 二次分析可能な情報でないと、提供しても意味がないので、そのように記載します。

【C委員】 行・財政の基本施策2の記述は、おおむねいいのですが、「社会保障・税番号制度（マイ

ナンバー制度)の活用を検討する」というのは、国が法令で決めたことはきちんと実行した上で、それを武蔵野市としているいろんな形でさらに活用できないかを検討していくという趣旨でよろしいのですね。

【委員長】 国にも専門委員がいて、用途をかなり限定して提案してきていますね。

【D委員】 民間での活用は今後の議論となりますが、その段階で、武蔵野市が「活用を検討する」と言ってしまうといいのか私は心配です。日本弁護士会も懸念を示していますし、医師・歯科医師の団体もマイナンバーの利用は懐疑的です。

【委員長】 他の自治体等の動きはどうなんですか。

【C委員】 他の自治体の動きは必ずしも把握していませんが、さまざまな懸念はあるので、ここでも「個人情報の十分な安全性を確保したうえで」という前提がついています。ただし、心配だけが先行して、悪いものであるように捉えるのも避けたい。市民の利便性を向上させていく側面もありますので、今後も活用は検討すべきだと思います。

【F委員】 マイナンバー制度の「活用を検討」は、民間活用の検討ですか。民間活用と市政運営上の活用はレイヤーの違う話です。また、医師会がマイナンバー制度の導入に懸念を示しているのは異なる文脈によるものかと思います。

【企画調整課長】 ここは市政の業務の活用であって、民間まで想定しているものではありません。わかりやすいように書いていきますが、実は前は「推進」にしていたのを、今回は「検討」とワントーン下げました。

【委員長】 総合政策部長、財政の見通しについて、一言お願いします。

【総合政策部長】 調整計画の28年からの5年に財政見通しでは、大きな変化なく、今までの水準を維持できると私は考えております。ただ、中長期になると、やはり厳しくなります。この5年間は、新クリーンセンター建設、文化会館の改修などがありますが、施設更新の本格的な着手はありません。投資的経費が増大しますが、この5年間はやっていると、その先が厳しいと見込んでいます。委員の皆様には、さらに詳しい財政計画をお示しして、ご議論いただきたいと考えております。

## (2) その他

(企画調整課長から、今後の予定の確認があった。)

閉会 (午後8時58分)